

ICTを活用した学校教育の円滑な推進についての意見書

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校の臨時休業により、子どもたちは、これまで当たり前のようになっていた学校で学ぶことができないという困難な状況に直面した。

今後も災害や感染症の発生による学校の長期にわたる臨時休業等が危惧されることから、緊急時においても子どもたちの学びを保障できるよう、ICTを活用した学校教育環境の早急な整備が求められている。

こうした中、国においては、児童生徒の1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想について、本年度の補正予算で端末整備の前倒し支援や家庭学習のための通信機器の整備支援等の事業を措置し、早期実現を図ることとした。

しかしながら、ICT機器を効果的に活用するためには、ICTを活用して適切に指導できるよう教員の資質向上を図ることや、ICT環境の整備・活用を支援する専門人材を継続的に配置することなど、学校の人的体制の強化が不可欠である。

さらに、整備したICT環境を維持するにあたっては、インターネット回線の通信費や今後の端末の更新費用など、多大な経費負担が見込まれる。

よって、国におかれては、ICTを活用した学校教育の円滑な推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ICTを活用した効果的な学習活動を推進するため、教員のICT活用指導力を向上させる研修等の充実を図るとともに、ICT環境の整備・活用に係る支援員等の配置経費を継続的に措置すること
 - 2 各学校が適切にICT環境を維持できるよう、インターネット回線の通信費や定期的に必要となる端末の更新費用について、十分な財政措置を講じること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月6日

殿

愛知県議会 議長

神戸 洋 美

(提出先)

衆議院 議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

参議院 議長
総務大臣
教育再生担当大臣